

資 料 作 成 費

支払日	内 容	金 額 (円)	領収書No.
6/9	ワッポン 他	946	①
11/4	プリンターインク	973	②
3/20	パソコンリース料 1 4月 ^{レンタル料} 急務手数料, 管理手数料	10,065	③
4/20	パソコンリース料 2 5月 "	10,065	
5/22	パソコンリース料 3 6月 "	10,065	
6/20	パソコンリース料 4 7月 "	10,065	
7/20	パソコンリース料 5 8月 "	10,065	
8/21	パソコンリース料 6 9月 "	10,065	
9/20	パソコンリース料 7 10月 "	10,065	
10/20	パソコンリース料 8 11月 "	10,065	
11/20	パソコンリース料 9 12月 "	10,065	
12/20	パソコンリース料 10 1月 "	10,065	
1/22	パソコンリース料 11 2月 "	10,065	
2/20	パソコンリース料 12 3月 "	10,065	
計		122,699 円	

合 計	122,699 円
-----	-----------

貼	付	欄	領収書 No.
2023年 6月 9日 領 収 書 周南市議会 日本共産党 様 ¥946- (但し ワットソン 他 として 正に領収致しました) 税抜 消費 一連 領収 ① 有限会社 菅文具店 山口県周南市河東町9-12 電話 0834-21-1610 印刷面は破損に折って保管願います KANBUNGU OFFICE AUTOMATION			
EDON エディオン 領収書兼お買上明細 周南市議会 日本共産党 様 ■エディオンカード会員さま■ 商品の購入履歴・保証内容は 【エディオンネットショップ】 または【エディオンアプリ】の マイページでご確認できます。 発行日 2023年11月04日(土) 16:56 店: 00466 周南本店 登録番号: [REDACTED] 電話 0834-62-7111 レジ担当者: [REDACTED] 販売担当者: [REDACTED] No. 00466-302 [REDACTED] POS: 302 取引種別: 持帰 プリンタ消耗品 ブラザー LC3111BK 4977766775731 1 ¥973 (商品値引クーポン ¥57) (総額値引クーポン ¥100) クーポン ご利用 アブリ-100インビキ 2800052011614 1 クーポン ご利用 朴ク-ンアブリンク5ハ-ワ 2800052011416 1 合計金額 ¥973 (10%対象 ¥973) (10%対象消費税 ¥88) 現金領収額 ¥973 お預り ¥1,003 お釣り ¥30			2023年 6月 9日 15:27 ミス 501204 ワットソン 赤 外 140 10 点 072 ワットソン 外 720 外税対象額 ¥860 外税 10.0% ¥88 合 計 ¥946 お預り ¥1,000 お釣り ¥54 KANBUNGU OFFICE AUTOMATION 山口県周南市河東町9-12 電話:0834-21-1610

	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
701				
702				
703				
704				
705				
706				
707				
708				
709				
710				
711				
712				
713				
714	05-03-20 057 RT	*9,900	1) テイ-イヌライフシス	} 4月
715	05-03-20 057 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
716	05-03-20 057 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
717	05-04-20 063 RT	*9,900	1) テイ-イヌライフシス	} 5月
718	05-04-20 063 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
719	05-04-20 063 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
720				
721				
722	05-05-22 063 RT	*9,900	1) テイ-イヌライフシス	} 6月
723	05-05-22 063 RT	*110	カワセテスウリヨウ	

○記号の説明は、最終頁をご参照ください。

レンタル料 9,900 円
 カワセテスウリヨウ 110 円
 カンリテスウリヨウ 55 円

} 10,065 円

	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
801	05-05-22 063 RT		*55 カンリテスウリヨウ	
802				
803	05-06-20 508 RT		*9,900 1) テイ-エヌライフシス	7月
804	05-06-20 508 RT		*110 カワセテスウリヨウ	
805	05-06-20 508 RT		*55 カンリテスウリヨウ	8月
806	05-07-20 508 RT		*9,900 1) テイ-エヌライフシス	
807	05-07-20 508 RT		*110 カワセテスウリヨウ	
808	05-07-20 508 RT		*55 カンリテスウリヨウ	
809				
810	05-08-21 508 RT		*9,900 1) テイ-エヌライフシス	9月
811	05-08-21 508 RT		*110 カワセテスウリヨウ	
812	05-08-21 508 RT		*55 カンリテスウリヨウ	
813				
814				
815				
816	05-09-20 508 RT		*9,900 1) テイ-エヌライフシス	10月
817	05-09-20 508 RT		*110 カワセテスウリヨウ	
818	05-09-20 508 RT		*55 カンリテスウリヨウ	
819				
820				
821	05-10-20 057 RT		*9,900 1) テイ-エヌライフシス	11月
822	05-10-20 057 RT		*110 カワセテスウリヨウ	
823	05-10-20 057 RT		*55 カンリテスウリヨウ	

記号の説明は、最終頁をご参照ください。



	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
	05-10-20			
901	05-11-20 057 RT	*9,900	1) テイ-エヌライフシス	12月
902	05-11-20 057 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
903	05-11-20 057 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
904	05-12-20 057 RT	*9,900	1) テイ-エヌライフシス	1月
905	05-12-20 057 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
906	05-12-20 057 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
907				
908				
909	06-01-22 383 RT	*9,900	1) テイ-エヌライフシス	2月
910	06-01-22 383 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
911	06-01-22 383 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
912	06-02-19 383 LT リソク		*1	
913	06-02-20 383 RT	*9,900	1) テイ-エヌライフシス	3月
914	06-02-20 383 RT	*110	カワセテスウリヨウ	
915	06-02-20 383 RT	*55	カンリテスウリヨウ	
916				
917				
918				
919				
920				
921				
922				
923				

記号の説明は、最終頁をご参照ください。

最終差引残高を新通帳へ繰越しました

レンタル契約書

日本共産党（以下、「甲」という。）と有限会社ティー・エヌ・ライフシステムズ（以下、「乙」という。）との間の賃借契約（以下、レンタル契約という。）について、レンタル物件ご利用の際には、下記の条項をご了承いただくものといたします。

第1条（レンタル物件）

1. 乙は甲に下記記載のコンピューター（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

・ HP ProDesk 400 G6 SF/CT	デスクトップパソコン	1 台
・ アイデア LCD-AH271EDW 27 型ワイド液晶ディスプレイ		1 台
・ ブラザー工業 DCP-J572N	インクジェット複合機	1 台
・ プリンタケーブル		1 本
・ インターネット CSS コネクト端末		1 台

第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は下記記載のとおりとします。

【開始日】2022年9月1日～【終了日】2024年6月19日

2. レンタル期間の延長はレンタル期間が満了する7日前迄にお申し出ください。

第3条（レンタル料）

甲は乙に対して、レンタル料9,000円（税抜）を乙指定の口座に毎月20日（前払い）、振込手数料は甲の負担で振込みます。

【支払口座】

第4条（物件の保管場所）

山口県周南市岐山通1-1

周南市役所 5階 日本共産党会派室

第5条（担保責任）

- 乙は甲に対して、物件の引渡時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 甲が乙に対して、物件の引渡日後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
- 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しまたは取り替えます。この場合に、甲に対して損害賠償の責を負いません。
- 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負い

ません。

第6条（物件の保管・使用・維持）

1. 甲は、物件の保管・使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとします。なお、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用は甲が負担します。
2. 甲は、乙の事前の書類による承諾なくして物件の設置場所を移転したり、物件の改造・加工等をしないことは勿論、第三者に対する貸借権の譲渡または物件の転貸をしません。
3. 物件自体またはその設置・保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡しまたは物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

第7条（プログラムの複製等の禁止）

1. 物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、甲はそのプログラムに関して次の行為をしません。
 - (1) 有償である無償であるを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡しもしくはその再使用权を設定し、または第三者に複製を使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更しまたは改作すること。
2. 甲は、乙または乙の代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲は、プログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第8条（物件の滅失、毀損）

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地変その他原因のいかんを問わずすべて甲が負担します。ただし、通常の損耗は、この限りではありません。
2. 物件は滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払います。
3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。
4. 前3項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金を請求致します。

第9条（解約）

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、物件の返還と同時に乙に支払います。

第 10 条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を 1 回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立てをなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

第 11 条（物件の返還）

1. この契約が期間満了により終了しまたは前項の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間中に付加したデータを消滅させた上で、乙の指定する場所へ物件を甲の費用で直ちに返還します。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うかまたは甲の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は 1 か月のレンタル料金に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合 1 か月単位で計算し、日割計算はしません。

第 12 条（費用負担）

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税額等（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税額等が増額されたときは、甲は乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 固定資産税および消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人のいかに拘らず甲が負担します。
4. 甲が前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問

わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。

5. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を乙に支払います。また、甲がみなし法人の場合は下記の代理人が直ちに乙に支払います。

第13条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

2022年9月1日

(甲) 周南市 岐山通1-1 周南市役所 周南市議会
日本共産党市議団

(代理人)

中村富美子

(乙) 〒745-0073 周南市代々木通2-3 代々木公園前ビル3階
有限会社ティー・エヌ・ライフシステムズ
代表取締役 野村哲也

印